

若者定住促進・地域経済活性化補助金

定住人口の増加と地域経済の活性化を図っていくため、40歳未満の若者世帯の新規住宅取得に対して補助金を交付します。

申請者の要件

- 市内居住者及び転入する予定の方
- 補助金の交付申請日において40歳に達していない方
- 補助金交付後5年以上継続して補助対象の住宅に居住すること。
- 申請者及び市内業者が市税を滞納していないこと。

登記日から
3ヶ月以内
にご注意！！

住宅の要件

- 平成23年4月1日以降に、市内に新築し、又は購入した住宅であること。
- 建物の権利に関する保存登記を行い、登記日から3ヶ月以内のものであること。
- 市内業者が建築、販売、仲介した住宅（土地も含む）。
- 住宅とは、居住することを目的とした玄関、居室、便所、台所を備えている建物をいう。
- 店舗併用住宅の場合は、居住部分の面積のみを補助対象とする。

補助額

- 取得に要した費用が1500万円以上 →100万円
- 取得に要した費用が1500万円未満
→取得価格に20分の1を乗じて得た額以内

※ 市内業者とは・・・

補助金の交付申請日において、三豊市に「法人異動届」を提出しており、申請日において、市税を完納する建築業等を営む法人又は個人。

※ 補助対象外の方・・・

・相続、贈与等による取得又は公共工事等の移転補償による取得の方

問い合わせ先

政策部 地域戦略課 電話 0875-73-3011

補助金には、上記以外の要件があります。別紙 Q&A をご覧ください。

申請書類については、事前にお問い合わせ下さい。

三豊市移住・定住専用ポータルサイトでダウンロードもできます

→ <http://www.mitoyo-kurashitecho.com/>



三豊市への移住・定住ポータルサイト。
みとよ暮らし手帳

